解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

静岡県焼津市中港二丁目六番一三号

財団法人静岡県かつお・まぐろ漁船海難救済基金協会　代表清算人　西川　徳市

解散公告（第一回）

当組合は平成二十年三月二十八日神戸市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

神戸市西区伊川谷町潤和一〇五八番地

神戸市玉津町出合古瀬西土地区画整理組合

清算人代表　橋本　敏治

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

山形県村山市中央一丁目三番六号

財団法人北村山教育会

清算人　佐藤　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

東京都多摩市落合二丁目八番地の四

特定非営利活動法人街づくり人づくり応援団

清算人　春原　進

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年一月十七日新潟市長の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

新潟県新潟市中央区米山一丁目八番地一一

新潟駅南口第二地区市街地再開発組合

代表清算人　岡田　耕衛

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

大阪市北区樋之口町三番一〇号

財団法人相和会館

清算人　仲田　正守

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十二月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

東京都葛飾区金町六丁目二番一号

金町六丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　藪﨑　英和

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

石川県金沢市古府一丁目一九七番地

財団法人石川県苗木需給安定基金協会

代表清算人　石端　勇夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十三年一月四日岐阜県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

岐阜県中津川市蛭川五五二三番地

社団法人奥渡正信会

代表清算人　山田　英實

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年一月十三日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

堺市東区北野田一〇七七番地

北野田駅前A地区市街地再開発組合

代表清算人　川島　幸一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年一月六日熊本県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二日

熊本県球磨郡錦町大字一武一五八七番地

錦町土地開発公社

代表清算人　岩本　公明

配当公告

滋賀県甲賀市水口町三大寺一二七七番地

破産者　有限会社シガチキンファーム

右の者に対する大津地方裁判所平成十九年(フ)第三〇〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九〇八、〇二六、七三五円

一、配当することのできる金額

金二二、三三三、五六七円

平成二十三年二月二日

滋賀県大津市京町三丁目三番二八号

破産管財人　吉田　和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市緑ヶ丘一丁目一二番、最後の住所北海道北見市緑ヶ丘一丁目一二番一〇号

被相続人　亡　庄司　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

北海道北見市北四条東一丁目一一双進ビル六階　相続財産管理人弁護士　横田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北一一条西一五丁目三一番地二八、最後の住所札幌市清田区平岡八条三丁目三番六号

被相続人　亡　花田　雅弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二日

札幌市中央区大通西一四丁目一番地一三北日本南大通ビル九階斉藤宏信法律事務所

相続財産管理人　齊藤　宏信

第６期決算公告

平成22年12月21日

東京都千代田区丸の内三丁目２番３号

日本生命2005基金グローバル特定目的会社

取締役　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成22年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部		負債の部	
流動資産	—	流動負債	117,080
特定資産の部合計	—	固定負債	—
その他の資産の部		負債の部合計	117,080
流動資産	177,176	純資産の部	
固定資産	—	社員資本	60,095
		特定資本金	570,000
		剰余金	△509,904
		当期未処理損失	509,904
その他の資産の部合計	177,176	純資産の部合計	60,095
資産の部合計	177,176	負債及び純資産の部合計	177,176

損益計算書の要旨

（自　平成21年10月１日　至　平成22年９月30日）

（単位：千円）

営業収益	499,299
営業費用	511,632
営業損失	12,333
営業外収益	226
営業外費用	701
経常損失	12,808
税引前当期純損失	12,808
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	13,098
前期繰越損失	496,806
当期未処理損失	509,904